

第8章 整備

8-1 整備の方向性

整備については、基本方針「史跡大安寺旧境内の価値の保存を前提とした効果的な活用のための整備を行う」のもとに、以下の5項目を柱として取り組む。

○ 六条大路の整備など、史跡の計画的な整備を推進する。

調査成果を踏まえた史跡の価値の保存と、周辺地域のまちづくりと連動した効果的な活用の両立を図るため、史跡の保存・活用のための整備に関する計画を策定して、計画的な整備を行う。特に、六条大路、七条条間路、主要伽藍における遺構表示、塔院地区における多目的に利用できる広場的空間の整備を優先的に進める。

○ 史跡の保存や現況土地利用との調和を念頭においた整備を行う

史跡の確実な保存を図るとともに、情報提供や体制整備、周辺地域のまちづくりと連携した活用などのソフト面の各種施策の充実を図りながら、現大安寺や八幡神社の社寺林、北部の住宅市街地や既存施設、現存する樹林等の現況土地利用と調和した施設の整備を行う。

○ 歴史や文化の魅力を体感し、学ぶことのできる活用整備を行う

文献・資料等に基づく調査・研究や発掘調査等の各種調査・研究の成果を活かし、史跡大安寺旧境内の価値並びに地域の歴史や文化に関する情報を多様な方法で発信・提供することにより、その魅力を体感し、分かりやすく学ぶことができる環境の整備を行う。

○ 多くの人々が憩い、集い、交流し、快適かつ安全に利用できる環境を創出する

地域住民等の日常的な憩い、集いをはじめ、観光や学校教育、イベントなどのさまざまな利用形態、並びに子どもから高齢者、専門家、外国人、障がい者などの多様な利用属性を想定して各種施設の整備を行うなど、より多くの人々が快適かつ安全に利用できる環境の整備を行う。

○ 地域住民・現大安寺との協力体制のもと、史跡と生活環境等の調和を図る

現に史跡区域内で暮らしや活動を営む地域住民や現大安寺との協力体制を整え、史跡の保存・活用と良好な生活環境等の形成の調和を図り、相乗効果を生み出せる史跡の整備を行う。

8-2 整備の方法

(1) 保存のための整備

- ・日常的・定期的な点検や清掃・除草等の維持的措置を行うために必要な諸施設については、地下遺構への影響等を踏まえながら適所に整備する。
- ・遺跡の本質的価値を構成する諸要素を保存するために、必要に応じて標識・説明板・境界標・囲さく等の施設を整備し、適切に維持・管理する。
- ・自然災害による被害が予想される箇所の抽出並びに予防・拡大防止のための措置の検討を踏まえ、防災のための施設整備・体制整備を行う。
- ・応急的な復旧等は、遺構のき損防止・被害の拡大防止を優先した上で、その後の復旧工事にあたって容易に復旧可能な範囲を措置の対象にするなど、最小限にとどめる。
- ・復旧は、き損等の前の旧規に戻すことが原則である。遺構の保存を大前提とし、き損状況等の調査や専門家の意見等を踏まえて、適切な手法を用いる。

(2) 活用のための整備

ア 史跡の価値を顕在化するための整備

- ・遺構の表示は、地下の遺構・遺物を確実に保存するために、地表への平面表示等によることを基本とし、原則として建築物等の復元は行わない。
- ・遺構の表示・復元等にあたっては、整備内容に応じ、遺構面を損傷しないよう必要な厚さの盛土を行う。露出展示を行う場合は、必要に応じて、気象等環境調査を実施し、その結果を踏まえて保護覆屋等の保存施設の整備を検討する。
- ・整備された遺構の表示・復元等施設の見学や諸施設の利用において、安全性を確保するために必要な安全管理施設（車止め、照明灯、転落防止柵等）の設置を検討する。
- ・AR・VRなどのデジタル技術を用いて、往時の姿を視覚的に再現するとともに、今後も日々進歩する最新の科学技術等の活用を継続的に検討し、史跡の価値の顕在化を図る。
- ・遺構の表示・復元等の整備は、史跡の価値の顕在化にあたっての重要性や公有化の状況、周辺のまちづくりの状況などを踏まえた優先順位を検討し、計画的に推進する。
- ・六条大路及び七条条間路の遺構については、発掘調査の成果に基づいた整備を検討する。特に、六条大路については、長きにわたり大安寺を訪れる多くの人々が行き交った道路でもあったことから、関係部局との調整のもと、現行道路の拡幅や園路の整備により道路空間としての利用の継続と遺構の保存との両立を図る。

イ 学習施設の整備

- ・史跡大安寺旧境内を訪れた人々が、その歴史を体感し、理解を深めることができるよう、説明板や案内板の設置、遺構の表示・復元等施設の整備等を検討する。なお、各学習施設の整備にあたっては、子どもから高齢者、専門家、外国人、障がい者などの多様な属性の利用者が、史跡大安寺旧境内の価値や魅力を分かりやすく理解できるユニバーサルデザインを基本とする。

- ・史跡の価値を発信し、より一層理解を深めるためのガイダンス施設については、将来的な整備に向けて、その立地や規模、機能等を含めて検討する。
- ・遺構の表示・復元等施設については、史跡大安寺旧境内の価値や魅力を分かりやすく理解できるよう、往時の風景が想起され、再現されるような整備を行う。

ウ 休憩・便益施設の整備

- ・地域住民等や観光客・来訪者の休憩・便益施設として、ベンチ、四阿、便所、給水施設、駐車場等の整備を検討する。なお、各休憩・便益施設の整備にあたっては、さまざまな利用者属性を想定したユニバーサルデザインを基本とする。
- ・史跡南部の塔院地区等における日陰空間の確保のための四阿の整備については、八幡神社の緑陰の利用などを含めた整備の必要性についての検討を行った上で行う。
- ・四阿、便所、給水施設については、地下遺構への影響や来訪者の動線、周囲の景観との調和などの視点を踏まえて、位置や規模、形態・意匠等に十分に配慮して整備する。
- ・駐車場については、関係部局との調整のもとに、史跡指定地の南西に隣接する区域への整備を優先して検討する。同区域への整備が困難な場合には、史跡区域内のうち、史跡の保存上問題のない地域での整備を検討する。整備にあたっては、史跡の保存を前提とした上で、広域的な観光の視点等を踏まえて、配置や必要台数などを検討するとともに、歴史的な環境を阻害しないよう植栽等による必要な修景措置を講じる。また、パーク・アンドライド等の方法の活用も検討する。

エ 安全管理施設の整備

- ・利用者の安全確保のため必要に応じて、車止め、柵等の整備を検討する。
- ・六条大路の整備にあたっては、史跡の価値の保存を前提とした上で、利用者の安全な通行を図るための安全対策を検討する。

オ 植栽並びに修景整備

- ・八幡神社や御霊神社等の社叢は、地域のランドマークとして保全に努める。
- ・史跡南部の塔院地区等においては、地下遺構の保存に十分に配慮した上で、適宜景観木や緑陰樹等を植栽するものとする。また、住宅市街地等が隣接する場所においては、植栽等による遮蔽・修景を検討する。
- ・史跡北部の住宅市街地においては、史跡大安寺旧境内の有する重層的な歴史を感じられるよう、建築物・工作物等の形態・意匠・色彩や庭木・生垣等の植栽などに配慮し、歴史的な風情のある町並み景観を継承するよう努める。

(3) 整備の進め方

ア 整備の展開イメージ

平成5年度から平成15年度に実施してきた杉山古墳、僧房跡、経楼跡、南大門跡を対象とした「第Ⅰ期整備事業」の後、平成19年(2007)3月に策定した『史跡大安寺旧境内塔院地区整備基本計画書』に基づく塔院地区の整備を「第Ⅱ期整備事業」と位置付けて、平成19年度以降、優先的に実施してき

た。この「第Ⅱ期整備事業」は現在も継続的に実施しているところである。

しかし、近年の発掘調査により、史跡大安寺旧境内の本質的価値を構成する枢要な遺構である六条大路の存在並びにその区域が明らかとなるとともに、史跡大安寺旧境内を含む八条・大安寺周辺地区のまちづくりが具体化しつつある中で、まちづくりと連動した形での六条大路の整備を優先的に実施していく必要性が高まってきた。

そこで、令和2年度以降の整備事業については、六条大路及び周辺地域の整備を「第Ⅲ期整備事業」と位置付け、図8-1のとおり整備スケジュールを見直して実施していくこととする。

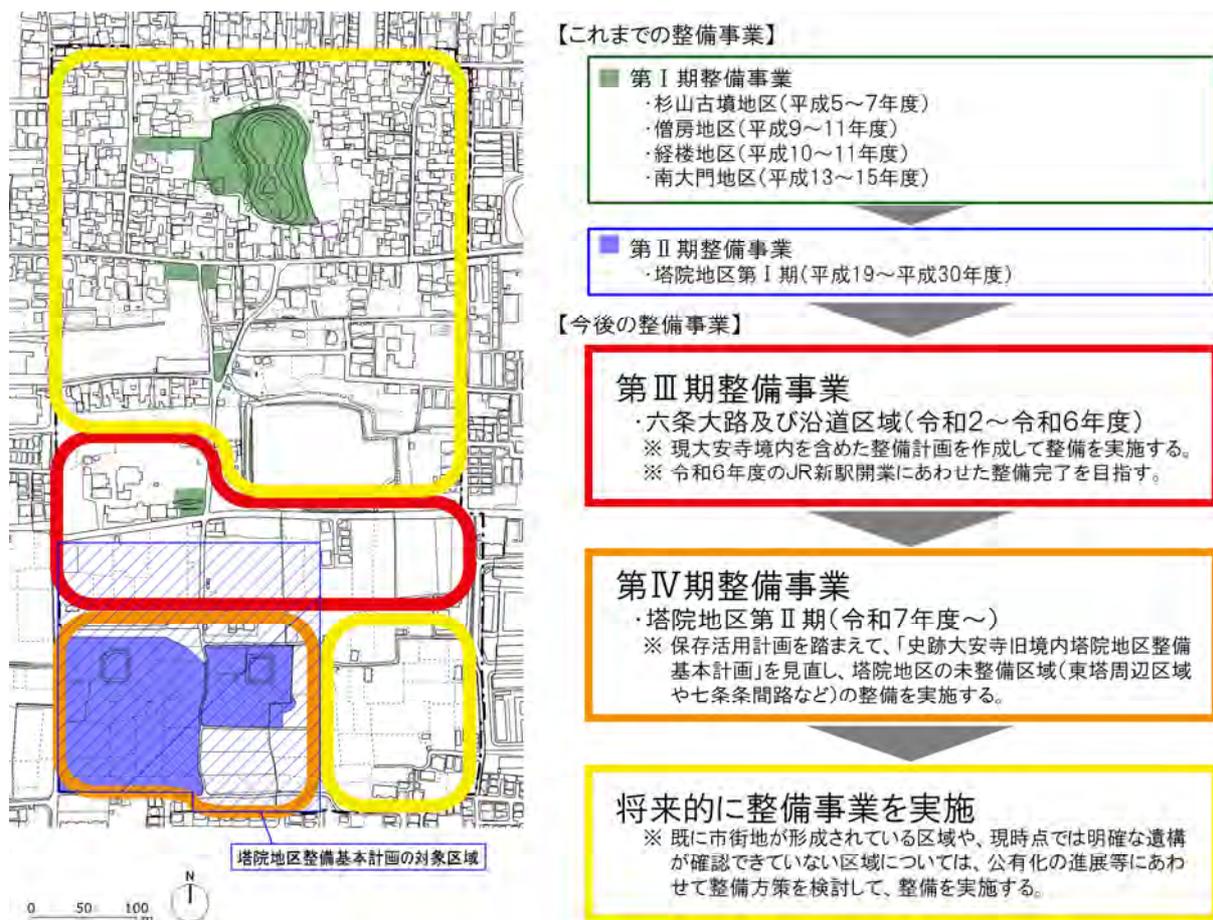


図8-1 史跡大安寺旧境内における今後の整備の展開イメージ

イ 六条大路の整備

六条大路の整備は、往時の六条大路の幅員15m(南北側溝の心々間距離)を中心に、側溝・築地・築地雨落溝まで含む区域を整備エリアとする。

整備にあたっては、現在の市道の線形が、六条大路と平行でないことなどの各種課題への対応並びに地下遺構の保存に対する適切な措置についての十分な検討を行った上で、六条大路路面、側溝、築地、築地雨落溝の遺構表示等の整備を行う。